

# 地方自治改革と司法改革－私の研究活動から－

## ● 地方自治に关心をもって

もともと地方自治に关心をもつて至ったきっかけは、郷里における過疎の進行であった。高度経済成長期に、地元が政権政党の代議士を多数輩出するに従い、人々は村から出ていった。小学生の頃から、地方自治の何たるかを考えざるを得なくなった。大学を経て研究生活に入ってからは、これを法的に検討しようとしたが、通常の法学研究の具体的素材である判例がほとんど存在しないという現実にぶつかったのである。

## ● 地方自治問題から迂回作戦として司法問題研究へ

研究の仕方、あり方に悩んでいる30代半ばに、ドイツ留学の機会を得た。この国では、国と自治体の間に多くの裁判事件はあるが、豊かな地方自治がある。そこで、同国の裁判の制度と現状を徹底的にインタビュー手法を用いて明らかにし、写真入りの『人間の尊厳と司法権』（日本評論社、1990年）を書いた。幸いに、日本の裁判所や弁護士会などに大きな影響を与えることができた。台湾では、この本をバイブルにしてドイツの司法改革を学び、90年代に司法改革を成功させた裁判官たちが現れ、その中心人物は今や同国の裁判官人事担当のトップになっている。

わが国では、1997年に弁護士の方々を中心に、芸能人、作家、法律家、政治家、研究者など200余名の発起人により、同書の映画化が始まった。幾多の苦労はあったが、1999年3月に『日独裁判官物語』という映画として完成した（【写真1】のポスター参照）。私は監修者として、ドイツの撮影先手配のほか、撮影にも同行した。この映画は、同年中に4つの賞を受けた。

上記の書は、よい仕事をしようと正義感に燃えた日本の裁判官たちにも影響を与えた。10年以上の準備期間を費やして1999年9月には、裁判官だけの組織として「日本裁判官ネットワーク」が史上

初めて設立された。ドイツの複数の裁判官団体から設立を歓迎し支援する旨のメッセージを私宛にいただったので、同ネットワークのホームページ（<http://www.dab.hi-ho.ne.jp/judge-net/>）に掲載している。

## ● 再び地方自治法研究から「政策法務」という発想へ

1990年代に入ってから再び本格的に地方自治法の研究に取り組み始めた。ここでも、現場中心主義を前提に、文献や一次資料による研究を進めている。足で稼いだ研究成果である『豊かさを生む地方自治－ドイツを歩いて考える』（日本評論社、1996年）は、日本青年会議所（JC）により「地域主権の確立」というタイトルでアニメーション化されたし、相当多くの読者を得ることができた。自治体実務の現場にもさまざまなヒントを提供できたようである。

同時に、80年代末から、地域に根ざした実証研究も必要であると感じて、自治体職員、研究者、弁護士、大学生らといっしょに自主的な研究会を続けてきた。それ以外にも、「地域」をベースに、前任校で地方自治土曜講座、系統的な自治体職員の大学院受け入れ、各種の自治関係のコーディネートを行ってきた。大学は、地域の方々に非常に身近なものになっていた。

そうした活動の延長線上にあって、目下、全国の自治体や地方自治関連団体では、「政策法務」という言葉が野火のごとく広がりつつある。地方分権時代には、地域において住民、自治体職員、議員などが自ら政策をルールにし、運営していくなければならない。こうした発想に立って、法律研究者として最初に「政策法務」に関する小論を書いたのが12年前である。今や、この言葉も常識になってしまった。そして、こうしたテーマに関心をもつ全国の自主研究グループの合同合宿研究会を1995年から毎年行ってきた（【写真2】は、島根県で行った199

9年の第5回研究会のシンポジウム）。合宿形式で少人数の討論ができるように配慮している。

### ●国際的なシンポジウムも主催

1999年10月には、14年余の交流のあるドイツ・シュバイヤー行政大学院のピッチャス教授と共に、ドイツの基本法（憲法）制定50周年を記念する丸3日間のシンポジウムを行った【写真3】。同大学院は、フランスのエナ（ENA）と並ぶ高級公務員の研修機関を兼ねたドイツ国内唯一の大学院大学である。ドイツと日本の研究者を中心として、日独憲法の半世紀を憲法・行政法の側面から分析する企画であった。この記録は、ドイツの法律専門出版社から両名の編著という形で近々出版される。



写真1



写真2



写真3

### ●司法改革の動きも始まった

私が2つの分野を取り上げて研究してきたことが、間違ってはいなかったことを実証するかのような出来事が続く。地方分権改革については衆議院で地方分権推進法制定時に、司法改革については参議院で司法制度改革審議会設置法の制定段階で参考人として発言する機会を得た。私の造語「小さな司法」は誰もが使う言葉になった。分権改革問題が一段落した現状では、もっぱら司法改革の諸問題への対応に忙しい。2000年に入ってからは「司法分権」という言葉も流行した。目下は、『月刊司法改革』の編集委員の一人としても、司法改革政治過程に對峙しているところである。

私個人の研究は、いささか実務志向に過ぎたかもしれない。そろそろ、司法と地方自治法の領域で、今まで書いたものを中心に一度は学問的に論文集のような形でまとめをしなければならない。だが、現実の動きは早く、落ちついた研究生活が許されるかどうか、はなはだ心許ない状況である。

## Reform of local government system and judicial system in Japan

Shigeo Kisa

Faculty of Law

While an administrative law scholar my research focuses primarily on the law of local self-government and on the judicial system. Within the field of local self-government there are very few court cases in Japan which deal with the relation between the central government and local government. This has been a major impediment for the development of scholarship on the law of local self-government. Having had the opportunity to study the judicial system in Germany, I introduced through a number of publications to a Japanese audience the active use of the judiciary by German citizens. Against this background and the positive reaction to my research by fellow academics, practitioners and citizens, I continue to research on both, the reform of the judiciary in Japan and on the development of local self-government law.